

平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案に対する修正案

平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第一項及び第四項中「四兆千五百八十億円」を「二兆千八百八十五億円」に改める。



本修正の結果必要とする経費

本修正の結果、平成二十年度の一般会計補正予算（第2号）により追加される歳入の額については、二兆三百九十五億円の減額となる見込みである。